

大徳寺の重書箱の調査と若干の考察

——箱撮影における赤外線写真の有効性にもふれて

保 立 道 久

大徳寺文書は、巻軸に裝潢されて別置された文書・法語などの類を除くと、甲・乙・丙・丁・戊・己・庚などの重書箱におさめられて文蔵ふくらみに収納されていることは、『大日本古文书 大徳寺文書』第一巻の例言に記されているところである。ここで簡単に報告するのは、二〇〇四年一月に調査の機会をあたえられた甲、乙、丙、丁（一・二）、戊、己、庚などの八箱の重書箱の調査結果である。

I 各箱の調査目録

左記は、本報告書附属の『大徳寺文書目録』とほぼ同文のものであるが、甲・乙・丙・丁之一・丁之二・戊・己・庚などの諸箱の一覧的な調査目録である。調査は、まず法量について、箱蓋・箱身の縦、横、高、および蓋をかぶせた状態での箱の総高を採取し、次に箱蓋・箱身について裏・底をふくめて朱書・墨書・貼紙などの記録を取り、さらに材質、鍵の様態などについての記録を行った。その上で、各面を手持ちカメラで撮影し、さらに貼紙により墨書などが読めない場合、手擦れなどにより墨書が薄くなっている場合などについて明瞭な写真をもとめて、赤外線カメラで撮影した。

【甲箱】

箱蓋五二・一×三六、六×四・六、箱身五三・五×三七・四×二五・一、総高二七・九、檜、箱蓋（墨書）「大徳寺重書箱（第／＼）」、箱蓋裏（貼紙）「文久元年辛酉七月廿一日虫拂／十八 壁書本文拾八通／右不見註置」、箱身（長辺一）、（朱書）「甲之二（甲は○で囲まれている）」、（貼紙）「甲箱／昭一七・九・五」、（短辺二）、（貼紙）「甲箱／昭一七・九・五」、（朱書）「甲（○で囲まれている）三

十九年八月調／卷号ヨリ拾卷号ニ至ル」、（長辺二）、（貼紙一）「就今宮祭礼（三好方折紙／書状等有之）／甲辰四月十二日仮出、宗眼誌」、（貼紙二）「文久元年辛酉／七月廿一日虫拂／常住」、箱底（墨書）「享保八癸卯歲六月添造／貳箱之内」

【乙箱】

箱蓋四六・六×三九・四×七・〇、箱身四三・九×三六・八×二七・五、総高二八・五、杉、漆塗、箱蓋（墨書）「大□（用力）□□」、箱身（長辺一）、（墨書）「大用」、（貼紙）「乙箱／昭一七・九・五」、（短辺二）、（貼紙）「乙箱／昭一七・九・五」、（長辺二）、（朱書）「甲之二（甲は○で囲まれている）」、「短 辺二」、（朱書）「甲之二（甲は○で囲まれている）」

【丙箱】

箱蓋五四・六×四〇・八×七・五、箱身五一・五×三七・四×二八・六、総高三〇・一、桐、両脚部をつけ、紐を通す穴を孔つ。但し脚部は檜材、箱蓋（貼紙）「丙之函／昭和四十三年七月」（墨書）「重書□□大徳寺」、箱蓋裏（墨書）「元亀二（辛／未）小春念三日」、箱身（長辺一）、（墨書）「（別筆）二」／大徳寺「丙」（丙は○で囲まれている）、「長辺二」、（朱書）「丙」（丙は○で囲まれている）、「短辺一」、（貼紙）「丙之函／昭和四十三年七月」（朱書）「丙」（丙は○で囲まれている）」

【丁箱一】

箱蓋四二・三×三六・〇×六・〇、箱身四〇・六×三三・五×二五・

○、総高二六・五、桐、箱蓋〔墨書〕「養徳院支證箱」、箱身〔短辺一〕、
〔朱書〕「乙」(○で囲まれている)、「短辺二」(墨書)「養徳院／古□
□文」、(朱書)「乙」(○で囲まれている)、箱蓋上面(貼紙)「丁」(一)
／九八八号〜一一〇〇号／一一〇一〜一二三三三号／一二三三六号〜一三
一〇号／養徳院文書」

【丁箱二】

箱蓋四七・七×三八・九×六・八、箱身四五・一×三六・三×三一・
五、総高三二・八、杉、箱蓋〔墨書〕「如意庵重書箱」(貼紙)「丁
(二)／一三二一〜一三九七号／一三九八〜一五三〇号／一五三一〜
一六四八号／如□〔意〕 庵□□〔方分〕」、箱身〔長辺二〕、(朱書)
「丁」(○で囲まれている)〔墨書〕「如意□〔庵カ〕／重書箱／貳〔箇〕
之内」、〔短辺一〕、(貼紙)「丁」(二)／一三二一号〜一三九七号／一
三九八号〜一五三〇号／一五三一号〜一六四八号)、「長辺二」(墨書)
「如意庵」、〔短辺二〕、(朱書)「丁」(○で囲まれている)」、

【戊箱】

箱蓋四九・九×四二・六×一〇・一、箱身四七・二×三九・一×二七・
八、総高二八・八、杉、箱蓋〔墨書〕「龍翔寺重□〔書〕」、(貼紙一)
「戊之函」、(貼紙二)「古文書」目録三冊在中)、(貼紙三)「戊之箱
(中略) 右昭和四十三年□□(七月)」、箱身〔長辺二〕、(貼紙)「文久
元年辛酉／七月廿一日虫拂／龍翔」、〔短辺一〕、(墨書)「龍翔」、(朱
書)「己」(各々○で囲まれている)、「長辺二」(朱書)「己」
(○で囲まれている)、「短辺二」(貼紙)「戊之箱」、箱底〔墨書〕「龍
翔寺重書箱／天文十一(壬／寅) 歳七月星夕日(侍真) 宗順(花押)」

己箱

箱蓋六〇・〇×五四・七×八・二、箱身五七・四×五二・四×三七・
八、桐、箱蓋〔墨書〕「大徳寺重書箱／乙(ママ) 函(一)二〇四九

〜二二〇〇／乙函(二)二二〇一〜二二三二／乙函(三)二二三三〜
二四一四／乙函(四)止二四一五〜二五三二止／乙函(承前)二五三三
一号〜二六〇〇号のうち一通もの／乙函(承前)二五三一号〜二六〇
〇号のうち帳仕立のもの／補遺(一)三二五二号〜三三三五号／補遺
(二)三三三三六号〜三三九五号／箱外 大徳寺境内大宮郷之絵図等六
鋪」、箱蓋裏〔墨書〕「維時平成八(丙子) 歳六月廿日誌」

庚箱

箱蓋五六・三×四二・八×六・六、箱身五三・〇×三九・八×三二・
三、総高三三・九、杉、箱蓋〔墨書〕「如意庵重書箱／貳箇之内」、
(貼紙)「庚之函／昭和四十三年七月」、箱身〔長辺一〕、(墨書)「如意
庵／重書箱／貳□〔箇カ〕之内」、(朱書)「庚」(○で囲まれている)」、
〔短辺一〕、(朱書)「庚」(○で囲まれている)」、(貼紙)「庚之函／昭和
四十三年七月」、〔長辺二〕、(墨書)「如意庵」

Ⅱ 近代の文書箱管理——近代の貼紙を中心に

本論で課題とすべきことは、これらの重書箱が、何時、何処で作成され、
何の文書が収納され、どのように管理されていたかなどの問題であることは
いうまでもない。ここで言うことができるのは初歩的な考察にすぎないが、
まず、図①は、上記の箱目録に記された文字およびその痕跡を「近代の貼紙」
「○付き朱墨」「江戸期貼紙」「箱墨書」の四項目に区分して整理したもので
ある。これらの文字およびその痕跡は、箱の管理様態を示すものであり、以
下、それを新しい順序に検討していくこととしたい。

これらの文字のうち、もつとも新しいものは、己箱にふされた「維時平成
八(丙子) 歳六月廿日誌」という箱蓋墨書である。この墨書は一九九六年
(平成八) 六月に、この己箱が新造されたことを示している。そしてこの己
箱は、箱蓋墨書からもわかるように、大徳寺の側で、己箱の諸文書にくわえ
て、補遺および箱外の文書を収納するために新たに作成したものである。な

図①大徳寺重書箱の墨書など

現状	墨書	江戸期貼紙	〇付き朱墨	近代貼紙
【甲箱】	箱蓋墨書「大徳寺重書箱(第ノ二)」、箱底外面墨書「享保八癸卯歳六月添造ノ貳箱之内」、各同筆、	箱蓋裏「文久元年辛酉七月廿一日虫拂ノ十八壁書本文拾八通ノ右不見詰置」、長辺二「就今宮祭礼(三好方折紙ノ書状等有之、)ノ甲辰四月十二日仮出、宗眼鏡、短辺二「文久元年辛酉ノ七月廿一日虫拂ノ常住」	箱身長辺一、「甲之二」、短辺二、「甲、三十九年八月調ノ番号ヨリ拾番号ニ至ル」	箱身長辺一「甲箱ノ昭一七・九・五」、箱身長辺一「甲箱ノ昭一七・九・五」、
乙箱	箱蓋「大口(用カ)口」、箱身長辺一「大用」、		箱身長辺二「甲之一」、短辺二「甲之一」、	箱身長辺一「乙箱ノ昭一七・九・五」、短辺一「乙箱ノ昭一七・九・五」、
丙箱	箱蓋「重書口口口口大徳寺」(この墨書の中で、貼紙につき読めず)、箱蓋裏(墨書)「元亀二(辛ノ未)小春念三月」、箱身長辺一「(朱書)丙(墨書)大ノ徳ノ寺」		箱身長辺二「丙」、短辺一「丙」、	箱蓋「丙之箱ノ昭和四十三年七月」、箱身長辺一「丙之箱ノ昭和四十三年七月」、
丁箱一	箱蓋「養徳院支證箱」、箱身長辺二「養徳院ノ古口口文」		箱身長辺一「乙」、短辺二「乙」	箱蓋「丁(一)ノ九ノ八号〜〇〇号ノ一〇〜二三三五号ノ一三三六号〜三三〇号ノ養徳院文書」
【丁箱二】	箱蓋「如意庵重書箱」、箱身長辺一「如意口[庵カ]ノ重書箱ノ貳[箇]之内」、長辺二「如ノ意ノ庵」、庚箱の墨書と同筆、		箱身長辺一、「丁」、短辺一「丁」	箱蓋「丁(二)ノ一三一一号〜三九七号ノ一三九八号〜五三〇号ノ一五三一号〜一六四八号ノ如口[意]庵口口(方分?)」、箱身長辺一「丁(二)ノ一三一一号〜三九七号ノ一三九八号〜一五三〇号ノ一五三一号〜一六四八号」
【戊箱】	箱蓋「龍翔寺重口(書)」、箱身長辺一「龍翔」、箱底「龍翔寺重書箱ノ天文十一ノ<王ノ寅>歳七月星夕日<侍真>宗順(花押)」	箱身長辺一「文久元年辛酉ノ七月廿一日虫拂ノ龍翔」、	箱身長辺一「己」「己」、長辺二「己」、	箱蓋「戊之函」(貼紙二)「<古文書>目録三冊在中」(貼紙三)「戊之箱(中略)右昭和四十三年口口(七月)」、箱身長辺二「戊之函」、
己箱	箱蓋「大徳寺重書箱(以下省略)、新造、箱蓋裏(墨書)「維時平成八(丙子)歳六月廿日誌」			
庚箱	箱蓋「如意庵重書箱ノ貳箇之内」、箱身長辺一「如意庵ノ重書箱ノ貳口[箇カ]之内」、長辺二「如ノ意ノ庵」、*丁箱(二)同文の箱書と同筆		箱身長辺一「庚」、短辺一「庚」、	箱蓋「庚之函ノ昭和四十三年七月」、箱身長辺一「庚之函ノ昭和四十三年七月」、

お、補遺とは、「丙箱補」「丁箱補」「戊箱補」「己箱補」「庚箱補」など、東京大学史料編纂所の編纂した『大日本古文書家わけ第十七、大徳寺文書』（以下『大徳寺文書』と省略する）において補遺として編纂された文書を意味し、もとは各々の名称の重箱箱におさめられていたものである。また箱外文書とは、文倉に存在する大量の江戸時代の文書の中に存在した若干の江戸時代以前の文書を意味する。そしてその中には、『大日本古文書』において編纂されていない若干の江戸時代絵図などもふくまれている。

次に図①の「近代の貼紙」に入るが、その中で第一に新しいと思われる文字は現状の「丁一」「丁二」の二箱に貼付されている貼紙であって、作成・貼付の年次は記されていないものの、記載してある大日本古文書番号に対応する編纂年次からいって、一九五五年（昭和三〇）以降に貼付されたものであろうと考えられる。「丁一」には後に触れる「○」で囲まれた「乙」という符号が記され、「丁二」にも「○」で囲まれた「丁」という符号が記されている。それ故に、「乙」が「丁一」に「丁」が「丁二」に名称変更されたのは、この貼紙の貼付とほぼ同じ時期であった可能性が高いことになる。

次に新しいと考えられる文字は「丙箱」の箱蓋および箱身の短辺一に貼付された（貼紙）「丙之箱／昭和四十三年七月」、戊箱の箱蓋に貼付された（貼紙）「戊之箱」（中略）右昭和四十三年□□（七月）、箱身の短辺二に貼付された（貼紙）「戊之箱」、および「庚箱」の箱蓋および箱身の短辺一に貼付された「庚之函／昭和四十三年七月」という総計七枚の同筆の貼紙である。この「丙箱」「庚箱」には「○」で囲まれた「丙」「庚」という符号が存在し、それによれば、「丙箱」「庚箱」については、この貼紙は、箱の名称を変化させるものでなかった。しかし、「戊箱」は、この貼紙より前に「○」で囲まれた「己」の符号があることからすると、本来は、「己箱」として利用されていたということになる（なお、戊箱箱蓋には「古文書」目録三冊在中」という貼紙も存在するが、この貼紙は近代の貼紙であることは明

かであるが、詳細は不明である）。

「近代の貼紙」のうち、第三に新しいと考えられる文字は、「甲箱」箱身の長辺一と短辺一に貼付された（貼紙）「甲箱／昭一七・九・五」、および「乙箱」箱身の長辺一と短辺一に貼付された（貼紙）「乙箱／昭一七、九、五」、計四枚である。甲箱には「甲之二」（この甲の字は「○」で囲まれている）という符号があり、乙箱には、「甲之一」（この甲の字は「○」で囲まれている）という符号があるから、これは、昭和一七年と一九四二年の段階で、「甲之一」箱が「乙箱」に名称変更されたことを示していることになる。

次に、第五に新しいと考えられる文字が、さきほどから論及している「○」で囲まれた「甲・乙・丙・丁・己・庚」などの朱墨によって箱に直書きされた文字である。この○で囲まれた文字は、すべて同筆で、朱の墨汁によって記されたものである。幸い、その記入時期については、「甲箱」の短辺二に「甲（○で囲まれている）三十九年八月調／巻号ヨリ拾巻号二至ル」とあるのが決定的である。つまり、この朱書は、明治三十九年と一九〇六年に記入されたものである。現在、この○で囲まれた符号は新造の己箱を除く七箱のすべてに記されているから、別にすくなくとも戊・己の二箱が存在していたということになる。そして、重要なのは、この「○」つきの箱名称が、近代における最初の文書整理の実際を示しているといつてよいように思われることである。

以上、主に貼紙によって記録された近代における文書管理の痕跡をみてきた。近代における文書管理の層をはいだところにあらわれる文書の管理形態を文書の調査前原秩序ということにすれば、それを明らかにするために、これらの痕跡を再追跡する作業が必要とされる。これらは大徳寺の側の文書管理を示すものであるとともに、何らかの形で調査者や編纂者の作業を反映している可能性も残されており、それを追跡するためには、大徳寺文書のいわゆる旧整理番号のレベルを点検することが必要となる。これについては、今

回の「大徳寺文書目録」(電算データ版)には箱毎の旧整理番号を可能なものについて記録し、一定の作業条件を形成しようとしたことを附言する。

Ⅲ 江戸期の状況——「江戸期貼紙」を中心に

以上の近代の諸層を剥いだところにあらわれる調査前原秩序の向こう側に存在した前近代の状況について、同じように遡及的な順序をとって若干の観察を述べることにしたい。

まず貼紙のレベルとしては、「甲箱」の箱蓋裏貼紙に「文久元年辛酉七月廿一日虫拂／十八壁書本文拾八通／右不見誌置」、箱身短辺二の貼紙に「文久元年辛酉／七月廿一日虫拂／常住」とあり、「戊箱」の箱身長辺一の貼紙に「文久元年辛酉／七月廿一日虫拂／龍翔」とあるのが第一であろう。つまり、この貼紙は、一八六一年＝文久元年の段階で、七月の虫払が行われた際のものであったということになる。そしてまず「甲箱」について興味深いのは、「十八、壁書本文、拾八通、右見えず、誌し置く」とあることである。

この「十八」とは壁書十八通のまとめりが「十八」という番号をもって整理されていたことを明示している。そして「大徳寺重書目録(上)」(「大徳寺文書」①六四一号文書)に「十八 壁書之本文 拾八通」とあるのがそれに対応する記述であることは明かである。この「大徳寺重書目録」は江戸時代後期のもので推定されるが、残念ながら、「下」も確認されておらず、正確な成立年次も現在のところ不明である。しかし、この「甲箱」の文久元年の貼紙は、この「大徳寺重書目録」が、たしかに大徳寺の重書類の管理台帳(とくに虫払の際の台帳)として機能していたことを明示しているのである。「大徳寺重書目録(上)」には四十四の項目が立項されているが、現在の「甲箱」にはその第十八項が収納されていたということになる。

これに対して、「戊箱」の箱身長辺一にふされた同じ文久元年の貼紙が「文久元年辛酉／七月廿一日虫拂／龍翔」というものであることも興味深い。つまり、この箱は後にも述べるように、その墨書からして、龍翔寺の文書を

収納する箱であるが、それは文久の段階でも確認されていた(文久の段階でも箱内容は龍翔寺関係文書であった)ことを意味するのである。この箱には〇つきの己の符号が付されているから、龍翔寺文書の箱が明治三十九年段階では「己」の箱となっていたということになるだろう。

さて残された最後の貼紙層は「甲箱」の長辺二の貼紙「就今宮祭礼(三好方折紙／書状等有之、)／甲辰四月十二日仮出、宗眼誌」というものである。この宗眼を大徳寺一二九世の天叔宗眼と考えることは貼紙の筆跡・紙質などからして困難であるので、この貼紙は年次不詳とせざるをえないが、もしこの文書括が上記の「大徳寺重書目録」の三十項に掲げられた「今宮祭礼出入之証文并御旅所替地之証文」であるとすると、この「甲箱」には少なくとも「大徳寺重書目録」の十八項から三〇項は収められていたということになる。これについてさらに明瞭にするためには、結局、この「大徳寺重書目録」の項目毎の文書が現存する文書のどれにあたるのかを一点一点確認し、「大徳寺重書目録」段階での文書の原秩序を復元する作業に取り組むほかはないということになる。

以上で貼紙層を終了し、箱に記された墨書そのものに検討を進めることになる。

Ⅳ 箱の成立と墨書

新造の「己箱」をのぞいて、現状の「甲・乙・丙」の順序に箱書の墨書を確認していくと、まず「甲箱」は箱蓋に大きく「大徳寺重書箱(第一)」とあり、箱底外面に同筆で「享保八癸卯歳六月添造／貳箱之内」とあることによって、一七三三年(享保八)六月に作成された箱であることがわかる。そして「大徳寺重書箱(第二)」の箱が同時に連続して作られた可能性もあつたこと、そして「第一」「第二」の箱が同時に連続して作られた可能性もないことが指摘できるであろう。その場合は、「第一」の箱は、現在、存在しないということになる。

次に「乙箱」については箱蓋の上部にかすかに「大」という字があるのを確認できた。そして赤外線写真によって、それを確認すると同時に、その次の字が「用」であることを推定できた。そして、箱身長辺の墨書も「大」の次ぎが貼紙によって隠されているが、これについても赤外線撮影によって明瞭に「大用」であることを確定できた。よってこの箱の本来の用途は「大用庵」の重書箱であったということになる。残念ながら、この箱の製作年次は不明であるが、おそらく江戸時代以前にはさかのぼるのではないかと推定している。

「丙箱」には箱蓋に「重書□□大徳寺」という墨書があり、箱蓋裏には「元亀二（辛／未）小春念三月」という墨書がある。この箱蓋墨書の中段は、貼紙によって隠されていて読めず、調査日程などの関係で赤外線写真の撮影もできなかったため、残念ながら不詳のままになっている。ただ箱身長辺一にも「大／徳／寺」という墨書があるから、この箱が元亀二年に作成された大徳寺文書の重書箱であることは明らかである。これは大徳寺本坊に存在する本坊文書を収める文書箱としては「甲箱」より古いものであり、あるいはこれが「甲箱」の箱蓋書にある「大徳寺重書箱（第／二）」の「第一」にあたる箱である可能性もあろうか。その場合は、上記、甲箱の項目で述べた「大徳寺文書（第二）」の重書箱は存在しないという推定は正しくないことになる。

「丁一箱」は箱蓋に「養徳院支證箱」、箱身の短辺二に「養徳院／古□□文」とあることによって、これが養徳院箱であることは明らかである。箱身の墨書は赤外線写真によってやっと確認することができたほど手ズレによって摩滅しているが、「古□□文」の部分は残念ながら解読できていない。この箱の年代は不明であるが、おそらく室町時代にさかのぼるものと考えている。

「丁二箱」は、箱蓋に「如意庵重書箱」、箱身の長辺二に「如意□（庵カ）

／重書箱／貳（箇）之内」、長辺二に「如／意／庵」とあることによって、如意庵文書を収納した箱であることは明らかである。この墨書は後にふれる「庚箱」の墨書と同筆であって、これによって、如意庵の重書箱は二箱存在したことが明らかとなる。如意庵は明治時代に一時廃庵となったというから、この文書箱は、それと同時に本坊に移動されたものである可能性があるだろう。残念ながら何時の時代のものかは断案をえないが、江戸時代前期にはさかのぼるものではないだろうか。

「戊箱」は、箱蓋に「龍翔寺重□（書）」、箱身の短辺二に「龍翔」、箱底外面に「龍翔寺重書箱／天文十一（壬／寅）歳七月星夕日（侍真）宗順（花押）」とあって、一五四二年紫野に再興なった龍翔寺の文書箱であったことは明らかである。龍翔寺は一五二七年（大永七）に破却され、天啓宗欽（大徳寺九四世）が中心となって再建されたが、和漢宗順は天啓宗欽の弟子、雲叔宗慶を嗣ぐ僧侶として龍翔寺の再興と文書管理に早くからかかわっている（一五三二年（享禄四）渡物目録、『大徳寺文書』一三三四三号文書）。宗順が侍真として重書箱を作成しているのが興味深い。

「庚箱」は、箱蓋に「如意庵重書箱／貳箇之内」とあり、箱身長辺一に「如意庵／重書箱／貳□（箇カ）之内」、長辺二に「如／意／庵」と墨書されており、その筆跡も丁箱（二）の同文の箱書と同筆である。

こうして、現在の大徳寺文書の重書箱の内の新造の己箱の重書箱を除いた七箱は、墨書によれば大徳寺重書箱が二箱、龍翔寺の重書箱が一箱、如意庵の重書箱が二箱、大用庵の文書箱が一箱、養徳院の文書箱が一箱であったということになる。そして、おのおのの製作年代は、大徳寺重書箱は一七三三年（享保八）、一五七二年（元亀二）、龍翔寺重書箱が一五四二年（天文十一）、如意庵重書箱は不明、大用庵重書箱も不明、養徳院重書箱も不明ということになる。ただ、大用庵重書箱と養徳院重書箱は相当に古く、当面、室町時代にさかのぼるといふ推定も、箱の古色や箱書きの字体からすると許されるの

ではないかと思う。

おわりに

最後に若干の考察を付け加えておくと、右にも記したように、龍翔寺の重書箱が「侍真宗順」によって作成されていることが興味深い。というのは、現在残されている如意庵校割帳でも「重書箱二ヶ」が侍真寮に置かれているからである（『大徳寺文書』一六四四号文書、なお、この如意庵の重書箱が現在もつたわる右の重書箱そのものであるかどうかは現在のところ何ともいえないだろう）。つまり、重書箱は、塔頭の重要な資財をなすはずであるが、それは単に世俗的な資産としてではなく、侍真によって管理されていたということは、重書箱がそれ自身としてはやはり一種の宗教財として扱われてきたことを示すのである。侍真禪師は、院主の身辺への奉仕を中心とする衣鉢禪師と対比すると、塔頭の嗣法や教法に関わる性格が強いことはいうまでもない。

そしてそれを何よりもよく示すのは、『大徳寺文書』『真珠庵文書』によれば、七夕に法衣箱と重書箱が一括して曝涼、虫干しされる慣習が古くから存在したことである。禅寺にとって先師の法衣とそれを収めた法衣箱は、今も昔もきわめて大きな意味をもっている。法衣箱と重書箱と一緒に管理されていたということは、禅寺における文書の管理・収納の在り方の一つの特質を示すものではないだろうか。そして、そのような観点から見ると、現在の大徳寺文書重書箱の墨書・貼紙の各層に「六月」「七月星夕日」「七月廿一日虫払」などという文言があることも注目されることになるだろう。

以上のような視点は、大徳寺文書の原秩序を復元する作業を進める上で一定の意味をもっているであろうが、重書箱自身の問題としては、まずは箱書の筆跡をさらに詳細に調査したり、箱自身の物理的観察を知見を増加させる課題が残されていることもいうまでもない。